

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定機器

複合機、プリンター及び電気温水機器を特定機器に追加する。

（第二十一条関係）

第二 特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件

特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、複合機については五百台以上、プリンターについては七百台以上、電気温水機器については五百台以上とする等とする。

（第二十二条関係）

第三 附則

この政令は、平成二十五年三月一日から施行する。

（附則関係）